平成２９年（フ）第１７号
愛媛県松山市石手５丁目７番13号　リバーサイドいして303号
破産者　川添　香代
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
北九州市小倉北区下到津３丁目11番10―505号
破産者　谷本　誠一
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３０２号
大分市中島西２丁目７番24号（ハイシティ中島203）
破産者　廣永菜穂子
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
大分県別府市餅ケ浜町10番34号　サンライズ若草701号
破産者　又江原章典
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
宮崎県延岡市川原崎町385番地　かわらざきの杜
破産者　斉藤　幸義
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４６９号
鹿児島県鹿児島市直木町2971番地
破産者　吉永　正章
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７４５号
福岡市東区和白２丁目７番14号
破産者　山川　達雄
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２３号
静岡市駿河区高松２丁目23番47号　ソレッサ101、旧住所静岡市清水区銀座11番24―302号
破産者　金岡泰泓こと　金　　泰泓
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３９号
福岡市博多区板付５丁目１番33―206号
破産者　月本祐香こと　李　　祐香
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５８号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番10―406号、開始決定時の住所福岡県古賀市天神２丁目１番37―1007号
破産者　長谷川直樹
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４２号
福岡県古賀市中央５丁目８番33号　シャルマン古賀Ｃ－１号
破産者　澁谷　政人
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１６号
福岡県柳川市大和町皿垣開1601番地３
破産者　津村　京子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３９７号
福岡県柳川市大和町皿垣開1601番地３
破産者　津村　　彰
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９７号
福岡市東区三苫１丁目16番11号
破産者　西垂水昭伍
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４号
福岡市東区多の津５丁目５番８―213号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵829番地１
破産者　金山　弘昭
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２号
福岡市西区野方４丁目37番７号
破産者　小林　里美
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市字大道74番地　ドミール大道１－Ｃ
破産者　太田　梨紗
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１７９３号
札幌市白石区菊水上町３条１丁目53番地、開始決定時の住所札幌市白石区菊水７条１丁目６－15―102号室
破産者　藤澤　房江
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８７０号
札幌市豊平区月寒中央通３丁目４番14―901号
破産者　田渕　沙紀
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部